

香芝市上下水道事業職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年12月27日

香芝市上下水道事業の管理者の権限を行う市長
香芝市長 三橋 和史

香芝市上下水道事業管理規程第4号

香芝市上下水道事業職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程
香芝市上下水道事業職員の職の設置に関する規程（平成19年水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 理事

第2条中第12項を第13項とし、第5項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 理事は、上司の命を受け、特に重要な事項についての事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。